

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇条例 風俗営業取締法施行条例の一部改正

條 例

風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

昭和二十九年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第二十八号

風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例

風俗営業取締法施行条例(昭和二十三年八月鳥取県条例
第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「パチンコ屋」を「ぱちんこ屋」に改め

る。

第三条の二の次に次の三条を加える。

第三条の三 法第二条第三項の定めるところにより第一
条第三号に規定する営業(遊技場)の許可は、玉突場及
びまあじやん屋については三月ごとに、ぱちんこ屋、射
的場、その他の営業については一月ごとにそれぞれ更新
を受けなければその効力を失う。

第三条の四 前条の規定によつて、当該営業について許
可の更新を受けようとするときは、有効期間満了七日前
までに許可更新申請書を公安委員会に提出しなければな
らない。

2 前項の許可更新申請書には、事業者の住所及び氏名
(法人の場合は、その名称、事務所の所在地並びに代表
者の住所及び氏名)、営業種別並びに許可の年月日及び
番号を記載し、現に当該営業者にその納付し、又は納入
すべき娯楽施設利用税がない場合を除く外娯楽施設利用
税を納付し、又は納入したことを証する書類又は滞納に
係る娯楽施設利用税について徴收猶予、滞納処分の執行

